鏡石町障がい者計画

2024（令和６）年度～2029（令和 11）年度

鏡石町障がい福祉計画

第７期計画／2024（令和６）年度～2026（令和８）年度

鏡石町障がい児福祉計画

第３期計画／2024（令和６）年度～2026（令和８）年度

（案）

2024（令和６）年３月

福島県　鏡石町

はじめに

平成30年度に策定しました鏡石町障がい者計画が６か年計画であり、計画期間満了を迎えることから新たな計画策定を行い、第６期障がい福祉計画並びに第２期障がい児福祉計画につきましても３か年の計画期間満了を迎えることから今回新たに計画を策定することとなりました。

障がい者計画を柱とする各計画は、障害者総合支援法と児童福祉法に定める市町村が策定する計画であり、我が町における居宅介護や就労支援などの障害福祉サービス、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児福祉サービスのあり方を示す基本計画であります。

近年、障がい者を取り巻く情勢は大きく変化しております。令和３年には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」と「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の施行、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の改正があり、令和４年には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が施行されるなど、障がいのある人を取り巻く多くの法整備が行われてきました。

本計画も、こうした法改正に対応すべく、新たな福祉サービスに対応した、柔軟かつ実効性のある計画として策定しました。

町といたしましても、第６次総合計画に基本構想の将来像でもあります「未来へつなぐ　ずっと安心　みんな元気に“進（ススム）”かがみいし」の実現のため、令和５年10月に開館いたしました鏡石町健康福祉センター「ほがらかん」を、障がい福祉の拠点としてより良い障害福祉サービスの在り方について考えてまいります。

2024（令和６）年３月

鏡石町長　木賊　正男

目　次

第１章　計画策定にあたって 3
１　計画策定の趣旨 3
２　計画の位置づけ、構成、対象者 4
（１）計画の位置づけ 4
（２）計画の構成 5
（３）計画の対象者 5
３　計画の期間 5
４　近年の法改正 6

第２章　障がいのある人の現状 9
１　町人口の状況 9
２　障がいのある人の状況 10
（１）障がい者数の推移 10
（２）身体障がい者数（身体障害者手帳所持者数）の推移 10
（３）知的障がい者数（療育手帳所持者数）の推移 11
（４）精神障がい者数（精神障害者保健福祉手帳所持者数）の推移 12
３　アンケート調査結果からみた現状と課題 13

第３章　計画の基本的な考え方 17
１　基本理念 17
２　基本目標 18
（１）相談支援の充実 18
（２）在宅福祉の推進 18
（３）施設福祉の推進 18
（４）地域福祉の推進 18
（５）障がい児支援の充実 19
３　施策体系 20

第４章　障がい者計画の施策展開 23
施策１　啓発・広報 23
施策２　相談・情報提供 26
施策３　保健・医療 29
施策４　福祉サービス 30
施策５　雇用・就労 35
施策６　スポーツ・文化活動 38
施策７　まちづくり 39
施策８　療育・保育・教育 41

第５章　障がい福祉計画の施策展開 47
１　2026（令和８）年度の成果目標 49
（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行 49
（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 50
（３）地域生活支援拠点等が有する機能の充実 51
（４）福祉施設から一般就労への移行等 52
（５）相談支援体制の充実・強化等 54
（６）障がい福祉サービス等の質を向上させるための
取組に係る体制の構築 55
２　障がい福祉サービスの見込量と今後の確保策 56
（１）訪問系サービスの見込量と今後の確保策 56
（２）日中活動系サービスの見込量と今後の確保策 57
（３）居住系サービス及び相談支援の見込量と今後の確保策 61
（４）発達障がい者等に対する支援の見込量と今後の確保策 63
（５）地域生活支援事業の見込量と今後の確保策 64

第６章　障がい児福祉計画の施策展開 71
１　2026（令和８）年度の成果目標 71
（１）障がい児支援の提供体制の整備等 71
２　障がい児通所支援等の見込量と今後の確保策 73
（１）障がい児通所支援の見込量と今後の確保策 73
（２）障がい児相談支援の見込量と今後の確保策 75
（３）その他サービスの見込量と今後の確保策 75

第７章　計画の推進・評価体制 79
１　計画の推進体制 79
２　計画の評価・見直し（ＰＤＣＡサイクル） 79

本計画では、障がい者の人権を一層尊重する観点から法令等の名称及び規定を引用する場合、並びにひらがなの表記にすると正確な引用ができない場合を除き、「障害」、「障害者」という漢字の表記を「障がい」、「障がい者」という表記に改めることとしました。

第１章

計画策定にあたって

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の趣旨

障がい者施策をめぐっては、2011（平成23）年８月に「障害者基本法」が改正され、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現をめざすことが掲げられました。2018（平成30）年４月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」は改正され、2024（令和６）年４月に施行予定となっています。

今回の改正には、施設入所者の削減と地域移行に向けた取組の一層の推進、グループホームへの重度障害者の受入と軽度障害者の地域移行、地域生活拠点の機能強化、医療保護入院についてのあり方見直し、就労選択支援の新設と短時間就労者の雇用率対象化、強度行動障害者のニーズ把握と支援体制の整備、障害児の地域社会への参加・包容の推進などが盛り込まれています。

また、2021（令和３）年には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」と「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の施行、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の改正があり、2022（令和４）年度には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が施行されるなど、障がいのある人を取り巻く多くの法整備が行われてきました。

本町においては、2018（平成30）年３月に障害者基本法に基づき「鏡石町障がい者計画」、障害者総合支援法に基づき「第５期鏡石町障がい福祉計画」、及び児童福祉法に基づき「第１期鏡石町障がい児福祉計画」を策定し、障がい者施策を総合的に推進してきました。

この度、鏡石町障がい者計画は、2018（平成30）年度から2023（令和５）年度までの計画期間満了を迎え、第６期鏡石町障がい福祉計画・第２期鏡石町障がい児福祉計画も、2023（令和５）年度までの計画期間満了を迎えることから、新たに、鏡石町障がい者計画、第７期鏡石町障がい福祉計画・第３期鏡石町障がい児福祉計画を策定することになりました。

2　計画の位置づけ、構成、対象者

（１）計画の位置づけ

「障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として策定します。「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として策定します。「障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第１項に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定します。

これらの計画は、「鏡石町第６次総合計画」の障がい者施策に関する個別計画として整合を図るとともに、その他「鏡石町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「鏡石町子ども・子育て支援事業計画」等の関連する諸計画との調和を保ったものとします。

■本計画の位置づけ

計　画	根　拠　法	
障がい者計画	障害者基本法 第 11 条第3項	市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。
障がい福祉 計画	障害者総合支援法 第 88 条第1項	市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。
障がい児福祉 計画	児童福祉法 第 33 条の 20 第1項	市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

■障がい者施策に係わる計画のイメージ

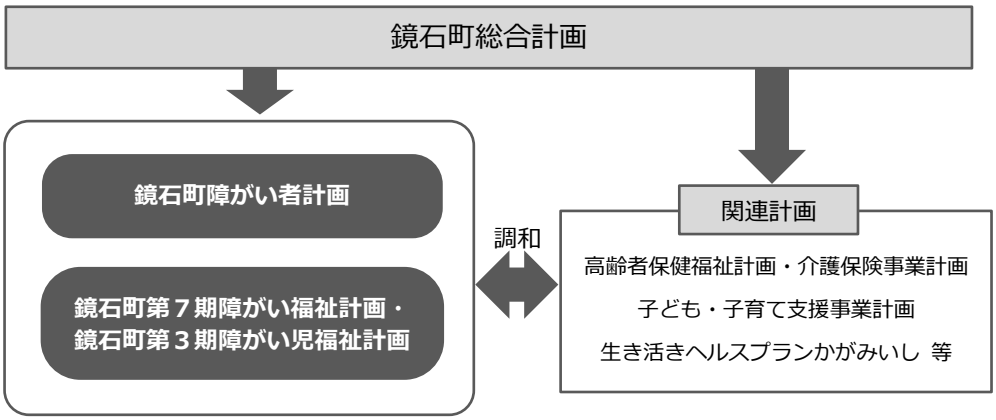

（２）計画の構成

本計画は、「障がい者計画」、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」の3つの計画で構成されています。

「障がい者計画」の範囲が、障がい者施策全般に及ぶものであるのに対し、「障がい福祉計画」は、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保についての目標を定める計画であり、「障がい児福祉計画」は、障がい児通所支援等についてのサービスの提供体制の確保についての目標を定める計画となっています。

（３）計画の対象者

この計画における「障がいのある人」及び「障がい者」は、「障害者基本法」に定める「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」町民を対象とします。（難病患者、高次脳機能障がい者、障がい児も含みます。）

3　計画の期間

「障がい者計画」は、2024（令和６）年度を初年度とし、2029（令和11）年度を計画期間とする６か年計画となっています。

「第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画」は３年を１期とする計画であり、2024（令和６）年度を初年度とし、2026（令和８）年度を計画期間とします。

ただし、計画の期間中に社会情勢の変動や法制度の改正等が行われた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

■計画期間

	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度	2027（令和9）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
障がい者計画						
障がい福祉計画	第7期			第8期		
障がい児福祉計画	第3期			第4期		

4　近年の法改正

年月	法改正
2021 （令和3）年 4月	<u>医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律　施行</u> 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援するための地方公共団体の責務の明記や支援センターの設置の促進等が規定されました。
2021 （令和3）年 4月	<u>障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）　改正</u> 努力義務であった民間事業者の合理的配慮の提供が法改正により義務化され、障がい者への差別の解消と理解促進に向けて更なる周知啓発や取組の促進が必要となりました。
2021 （令和3）年 4月	<u>地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律　施行</u> 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援（重層的支援体制の整備）について規定されました。
2022 （令和4）年 4月	<u>障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）　施行</u> 障がい者による情報の十分な取得・利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進するため、基本理念、国・地方公共団体・事業者・国民の責務、6分野にわたる基本的施策が示されました。
2024 （令和6）年 4月 （予定）	<u>障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）等　一括改正</u> 障害者総合支援法施行後3年の見直しにあたり、施設入所者の削減と地域移行に向けた取組の一層の推進、グループホームへの重度障がい者の受入と軽度障がい者の地域移行、地域生活拠点の機能強化、医療保護入院についてのあり方見直し、就労選択支援の新設と短時間就労者の雇用率対象化、強度行動障がい者のニーズ把握と支援体制の整備、障がい児の地域社会への参加・包容の推進などが盛り込まれました。

第２章

障がいのある人の現状

第２章　障がいのある人の現状

１　町人口の状況

本町の総人口は、2020（令和２）年に一時増加に転じ、2020（令和２）年10月１日現在12,318人となりましたが、2021（令和３）年からは減少し、2023（令和５）年10月１日現在12,088人となりました

年齢３区分別にみると、2019（令和元）年以降、「０～14歳」は一貫して減少、「15～64歳」は2020（令和２）年には増加に転じましたが、2021（令和３）年には減少し、概ね横ばいとなっています。「65歳以上」は一貫して増加しています。

■総人口と年齢３区分別人口の推移

単位：人、％

項　目		2019(R元)年	2020(R2)年	2021(R3)年	2022(R4)年	2023(R5)年
総人口		12,266	12,318	12,259	12,204	12,088
0～14歳	人口	1,723	1,684	1,667	1,619	1,584
	（構成比）	14.0	13.7	13.6	13.3	13.1
15～64歳	人口	7,126	7,187	7,100	7,055	6,999
	（構成比）	58.1	58.3	57.9	57.8	57.9
65 歳以上	人口	3,417	3,447	3,492	3,530	3,505
	（構成比）	27.9	28.0	28.5	28.9	29.0

資料：福島県の推計人口（福島県現住人口調査年報）福島県企画調整部統計課
（各年 10 月1日現在）

■本町の人口の推移

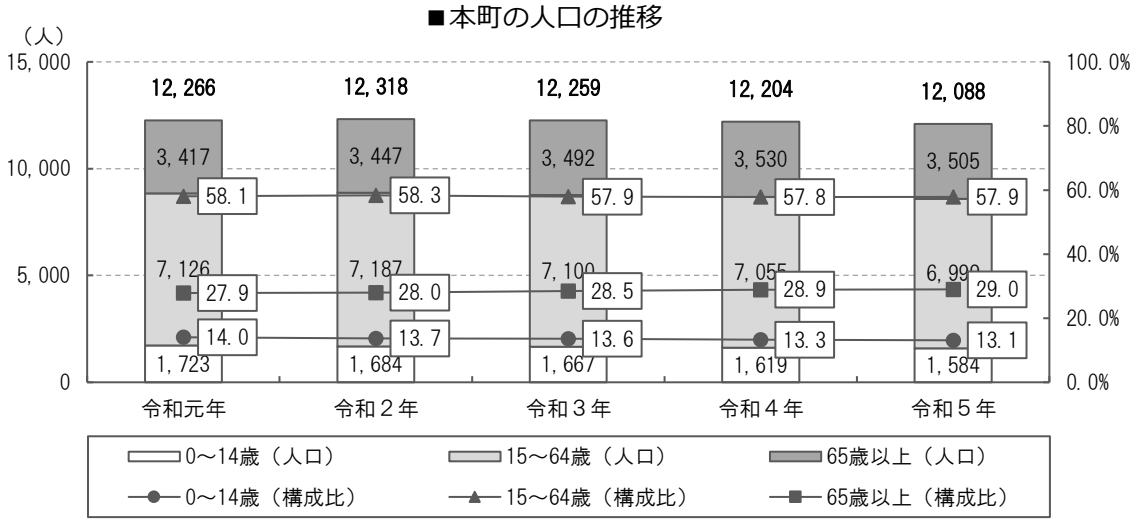

資料：福島県の推計人口（福島県現住人口調査年報）福島県企画調整部統計課
（各年 10 月1日現在）

2　障がいのある人の状況

（１）障がい者数の推移

本町における障がい者の総数（複数の障がい種別に該当する人の重複があるため推計値）をみると、2019（平成31）年以降一貫して増加しており、2023（令和５）年には706人となっています。障がい種別にみると、身体障がい者数（身体障害者手帳所持者数）、知的障がい者数（療育手帳所持者数）、精神障がい者数（精神障害者保健福祉手帳所持者数）のいずれも増加傾向となっています。

■ 障がい者数の推移

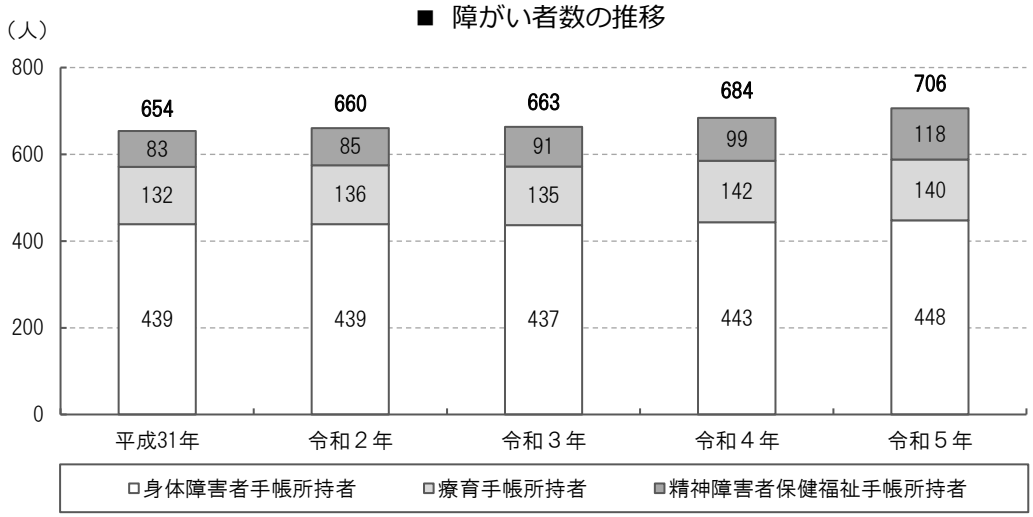

資料：鏡石町福祉こども課（各年3月末現在）

（２）身体障がい者数（身体障害者手帳所持者数）の推移

身体障がい者数は、2023（令和５）年３月末現在448人となっており、2019（平成31）年と比較して2.1％増加しています。

年齢別にみると、「18歳未満」はほぼ横ばい、「18歳以上」は増加傾向となっています。

障がい種別にみると、「内部機能」は増加傾向、「聴覚平衡機能」、「肢体不自由」はほぼ横ばい、「視覚」は減少傾向となっています。

等級別にみると、「１・２級（重度）」、「３・４級（中度）」、「５・６級（軽度）」ともに緩やかな増加傾向が見られます。

■身体障がい者数（年齢別）の推移

単位：人

項　目	2019(H31)年	2020(R2)年	2021(R3)年	2022(R4)年	2023(R5)年
18 歳未満	8	7	7	7	6
18 歳以上	431	432	430	436	442
計	439	439	437	443	448

資料：鏡石町福祉こども課（各年3月末現在）

■身体障がい者数（障がい種別）の推移

単位：人

項　目	2019(H31)年	2020(R2)年	2021(R3)年	2022(R4)年	2023(R5)年
視覚	35	34	32	32	28
聴覚平衡機能	39	37	39	39	39
音声･言語･そしゃく	0	0	0	0	0
肢体不自由	226	225	224	222	229
内部機能	139	143	142	150	152
計	439	439	437	443	448

資料：鏡石町福祉こども課（各年3月末現在）

■身体障がい者数（等級別）の推移

単位：人

項　目	2019(H31)年	2020(R2)年	2021(R3)年	2022(R4)年	2023(R5)年
1･2級（重度）	229	231	223	229	231
3･4級（中度）	154	154	156	155	159
5･6級（軽度）	56	54	58	59	58
計	439	439	437	443	448

資料：鏡石町福祉こども課（各年3月末現在）

（３）知的障がい者数（療育手帳所持者数）の推移

知的障がい者数は、2023（令和５）年３月末現在140人となっており、2019（平成31）年と比較して6.1％増加しています。

年齢別にみると、「18歳未満」は減少傾向、「18歳以上」は増加傾向となっています。

等級別にみると、「Ａ（重度）」はほぼ横ばい、「Ｂ（中・軽度）」は緩やかな増加傾向が見られます。

■知的障がい者数（年齢別）の推移

単位：人

項　目	2019(H31)年	2020(R2)年	2021(R3)年	2022(R4)年	2023(R5)年
18 歳未満	45	42	42	44	39
18 歳以上	87	94	93	98	101
計	132	136	135	142	140

資料：鏡石町福祉こども課（各年3月末現在）

■知的障がい者数（等級別）の推移

単位：人

項　目	2019(H31)年	2020(R2)年	2021(R3)年	2022(R4)年	2023(R5)年
A（重度）	40	41	41	42	41
B（中･軽度）	92	95	94	100	99
計	132	136	135	142	140

資料：鏡石町福祉こども課（各年3月末現在）

（４）精神障がい者数（精神障害者保健福祉手帳所持者数）の推移

精神障がい者数は、2023（令和５）年３月末現在118人となっており、2019（平成31）年と比較して42.2%増加しています。

年齢別にみると、「18歳未満」、「18歳以上」ともに増加傾向となっています。

等級別にみると、「１級（重度）」は減少し、「２級（中度）」、「３級（軽度）」は増加傾向となっています。

■精神障がい者数（年齢別）の推移

単位：人

項　目	2019(H31)年	2020(R2)年	2021(R3)年	2022(R4)年	2023(R5)年
18 歳未満	3	2	3	6	9
18 歳以上	80	83	88	93	109
計	83	85	91	99	118

資料：鏡石町福祉こども課（各年3月末現在）

■精神障がい者数（等級別）の推移

単位：人

項　目	2019(H31)年	2020(R2)年	2021(R3)年	2022(R4)年	2023(R5)年
1級（重度）	7	6	7	4	4
2級（中度）	48	52	54	59	67
3級（軽度）	28	27	30	36	47
計	83	85	91	99	118

資料：鏡石町福祉こども課（各年3月末現在）

３　アンケート調査結果からみた現状と課題

課題１　在宅生活の支援の充実

○将来の暮らし方の意向をみると、「家族と一緒に生活したい」（56.0%）が最も高くなっています。（問26）

○希望する暮らしをするために望む支援としては、「経済的な負担の軽減」（48.0%）が最も高く、次いで「「在宅で医療ケアが適切に得られること」（29.7%）、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」（26.7%）となっています。（問27）

▶以上のことから、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、経済的な支援を含め、障がい福祉サービスや在宅での医療ケア等の在宅生活の支援を充実させる必要があります。

課題２　障がい特性に応じた就労支援の推進

○仕事のことで悩んでいることや困っていることは、「収入が少ない」（39.2%）が最も高くなっています。（問30-3）

○今後収入を得る「仕事をしたい」人は37.4%となっています。（問32）

○障がい者の就労支援として必要だと思うことを障がい種別にみると、各障がいの種別において「職場での障がい者理解があること」が最も高く（身体：25.5%、知的：66.0%、精神：73.5%、自立支援：60.0%）、知的、精神、自立支援においては「通勤手段の確保」、「就労後の相談、援助など職場と支援機関の連携」の順に割合が次に高くなっています。（問33）

▶以上のことから、個々の障がい特性に応じた理解促進と、働きやすい環境づくりを推進する必要があります。

課題３　外出支援の拡充

○外出の頻度をみると、「１週間に数回外出する」は30.4%、「毎日外出する」は28.9%、「１か月に数回外出する」は17.2%、「めったに外出しない」は11.0%、「まったく外出しない」は2.9%となっています。（問34）

○外出の目的は、「買い物に行く」（60.8%）が最も高く、次いで「医療機関への受診」（58.2%）となっています。（問36）

○外出時に困ることは「道路や駅に階段や段差が多い」「困った時にどうすればいいのか心配」（各15.4%）が最も高く、次いで「公共交通機関が少ない（ない）」（13.9%）となっています。一方、「特にない・ほとんど外出しないのでわからない」方は22.3%となっています。（問38）

▶以上のことから、大半は買い物や医療機関への受診など生活に欠かせない理由で外出しています。道路や駅の段差解消や、外出中に困った際の相談支援、移動手段の確保が求められています。

課題４　災害対策の強化

○災害時に一人で避難「できる」人は39.6%、「できない」人は38.8%となっています。（問42）

○災害時に心配なことをみると、「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」（28.9%）が最も高く、次いで「避難所で障がいにあった対応をしてくれるか心配である」（27.5%）、「安全なところまで、すぐ避難することができない」（25.6%）となっています。（問44）

▶以上のことから、災害が発生時に避難先における薬や医療の提供体制の確保、障がい特性にあわせた避難所での支援体制、移動手段の整備等が必要です。

課題５　相談支援体制の充実

○現在の生活の中で困っていることや、将来に対する不安・悩みをみると、「経済的な不安」（44.0%）が最も高く、次いで「障がいや健康上の心配、悩み」（34.4%）、「将来の生活が不安」（33.0%）となっています。（問45）

○困りごと、不安や悩みの相談相手をみると、「家族や親せき」（58.2%）が最も高く、次いで「友人・知人」（18.3%）、「かかりつけの医師や看護師」（15.0%）となっています。一方、「相談できる人はいない」と答えた方は5.6%となっています。（問46）

▶以上のことから、経済面、健康面、生活面など、複雑化、多様化している不安や悩みに対し、適切な支援を提供できるよう、相談支援体制の強化が必要です。

課題６　差別の解消

○障がいがあることで差別を受けたり、いやな思いをする（した）ことが39.2%となっています。（問47）

○差別を受けたりいやな思いをした場所や場面は「外出先」（35.5%）が最も高く、次いで「職場」（17.8%）、「仕事を探すとき」（16.8%）となっています。（問48）

▶以上のことから、約４割の方が差別等を受けた経験があり、外出先や職場など公共の場における理解促進が求められています。

第３章

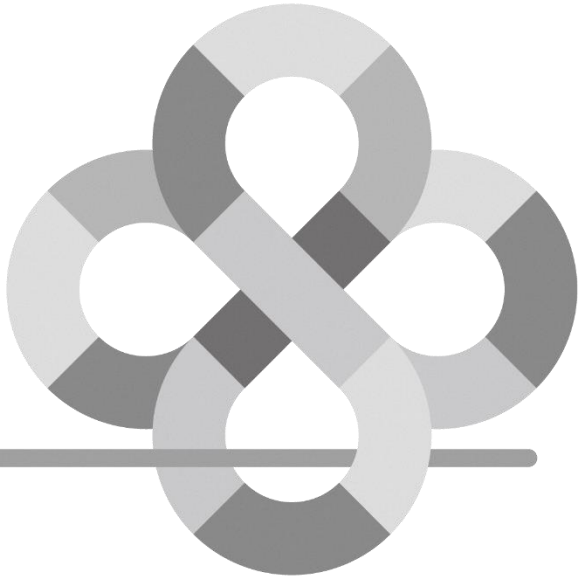

計画の基本的な考え方

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

本町では、「鏡石町第6次総合計画」で定められたまちの将来像である「未来へつなぐ　ずっと安心　みんな元気に“進”かがみいし」を達成するため、また、障害者基本法に位置づけられた「全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を実現するため、町民、地域、事業所、行政の協働により、障がいのある人の社会参画を進め、障がいのある人も、ない人も、すべての人の人権が大切にされ、誰もが生きがいのある生活を送ることができるまちをめざし、基本目標に「健やかに、元気あふれ、みんなでささえあう牧場の朝のまち」を掲げ障がい福祉の推進としては「思いやりと支え合う福祉のまちづくり」を施策に設定します。

健やかに、元気あふれ、
みんなでささえあう牧場の朝のまち

2　基本目標

（1）相談支援の充実

町の障がい福祉担当窓口における一次的相談から相談支援事業者等による専門的な相談までを体系化し、相談支援ネットワークの充実・強化を図ります。

ケアマネジメントについては、単に福祉サービスの提供という側面だけでなく、障がいのある人の生活全体を見据え、十分なアセスメントを行い、一人ひとりのニーズに応じたサービス利用計画が作成できるよう、体制の充実を図ります。

また、障害者虐待防止法に基づき、被虐待者の早期発見、早期保護をめざし、サービス提供事業者、相談支援事業者、行政が密接な連携を取れるよう、基幹相談支援センターを中心としたネットワークの強化を図ります。

（2）在宅福祉の推進

訪問系サービスの利用者の増加に対応した提供体制の充実を図るとともに、家族の急病や急な用事などで在宅での対応が困難な時などに、短期入所の提供を行う体制の充実を図ります。

日中活動系サービスについては、障がいのある人のニーズに対応できるよう、生活介護をはじめとする介護施設の充実のため、新たな事業所の参入を促し、地域で自立して生活するための訓練の場及び就労意欲や能力のある人に対する就労支援の場など訓練施設の充実を図りながら、自宅に引きこもりがちの障がいのある人や、特別支援学校等の卒業生の活動の場の確保に努めます。

（3）施設福祉の推進

福祉施設に入所している障がいのある人や受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がいのある人が、多様な住まいの場を選択し、地域にある様々なサービスを組み合わせて利用できるよう、グループホーム等の居住サービスをはじめ、地域生活に必要な介護・訓練事業等の各種障がい福祉サービスの基盤整備を進めます。また、地域移行支援・地域定着支援を行う相談支援事業所等との連携を図りながら、地域生活への移行を支援します。

（4）地域福祉の推進

上記のような在宅福祉・施設福祉の充実のためには、積極的な地域の推進体制が必要であり、各種障がい者支援団体などと連携する必要があります。

岩瀬・須賀川地方に設置されている須賀川地方地域自立支援協議会を中心として、関係団体との連携の上、多くの障がい者の意思を代弁し、現在不足しているサービスの提供について医療機関、既存福祉法人などへの働きかけ、新しい事業を始めようとする方への支援など各種施策を実施します。

（５）障がい児支援の充実

2012（平成24）年４月から、障がいのある子どもの通所支援事業が児童福祉法へ移行し、児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援等の障がい児通所支援として一元化して実施されています。今後も関係機関と連携して、身近な地域において、年齢に応じた切れ目のない適切なサービス提供の場が確保されるよう、ニーズに即した事業所の充実を図ります。

3　施策体系

（将来像）

健やかに、元気あふれ、みんなでささえあう 牧場の朝のまち

（基本目標）

- 相談支援の充実
- 在宅福祉の推進
- 施設福祉の推進
- 地域福祉の推進
- 障がい児支援の充実

（施策項目）／（施策の方向）

啓発・広報
（１）障がいに対する理解の普及・啓発
（２）地域と施設・作業所、学校等の交流等相互理解の促進
（３）各種権利擁護制度の周知と利用促進

相談・情報提供
（１）総合的な相談拠点の整備
（２）相談機関のネットワークの構築
（３）相談支援専門員の資質向上
（４）相談支援体制の充実と強化

保健・医療
（１）障がいの原因となる疾病の予防
（２）精神保健対策の充実
（３）医療費助成

福祉サービス
（１）居宅を中心として暮らす人への福祉サービスの充実
（２）安心して暮らせる住まいの確保
（３）様々な日中活動の場の確保
（４）自立した生活に向けた活動の支援
（５）移動・外出の支援
（６）保健、医療と福祉の連携
（７）施設・病院からの地域生活への移行を支援するための体制づくり

雇用・就労
（１）就労支援のためのネットワークづくり
（２）一人ひとりの希望や障がいの特性に応じた一般就労への支援
（３）福祉的就労の機会の充実と授産製品の販路拡大
（４）就労トライアル実習の実施
（５）職場定着の支援

スポーツ・文化活動
（１）障がい者スポーツ、文化・芸術活動の充実

まちづくり
（１）ユニバーサルデザインによる整備の推進
（２）災害時における障がい者の安全確保への体制づくり
（３）犯罪被害の防止と早期発見

療育・保育・教育
（１）継続した支援のための各種関係機関との連携
（２）子ども一人ひとりに合った支援の充実
（３）質の高い障がい児通所支援サービスの確保
（４）就労支援の実施

第４章

障がい者計画の施策展開

第４章　障がい者計画の施策展開

施策１　啓発・広報

＜現　状＞

○ ノーマライゼーションの考え方が真に町民の意識の中に根づくためには、様々な方法を活用して障がいや障がいのある人への正しい理解と認識を深めることが重要です。このため、障がいのある人や障がい福祉に関心のない人たちにも喚起できるよう、「広報かがみいし」やホームページなどを活用し障がいのある人への理解・啓発に努めています。障がい施策は、幅広い住民の理解を得ながら進めていくことが重要であることから、行政だけでなく多様な主体との連携による広報・啓発活動を、計画的かつ効果的に行うことが求められています。

○ 障がいを持つということが特殊なものとしてではなく、個性のひとつとしてとらえられるよう、状態やおかれている立場など小さなことが異なるだけという認識を持っていく必要があります。障がいのある人、高齢者を含めたあらゆる人々がゆとりと思いやりのある心で「共に暮らし」「共に生きる」地域社会の実現をめざすために、様々な広報媒体や行事等を通じて、積極的な広報活動、福祉教育の推進により、障がい者問題に対する町民の正しい理解と認識を深める必要があります。

○ 障がいのある人の中でも、精神障がいのある人や発達障がいのある人など、一見障がいのある様に見えないがコミュニケーション等の社会生活に難がある方は、周囲から偏見の目で見られる傾向があるなど未だ理解が不十分な状況にあります。職場や地域社会など様々な場における障がいへの理解を促進していくことが必要です。

＜課　題＞

① 障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をめざし、障がいや障がいのある人に対する理解の一層の促進を図ることが課題です。

② 障がいのある人の生活のしづらさを周りに情報発信していくことが、社会づくりへの貢献につながっていくため、その取組へのサポートが重要となります。

③ 障がいのある人が地域で暮らし続けていくためには、自身のペースを保てる居場所が重要になります。また、地域における障がいに対する理解をさらに高めていくことが重要であり、障がいのある人と地域の人とのふれあいの場・機会を設けることが求められます。

④ 精神障がいのある人の居場所として、精神科病院等のデイケアがあげられますが、町内にはデイケアを行っている精神科病院がありません。

施策の方向１　障がいに対する理解の普及・啓発

① 障がい及び障がい者についての正しい認識の普及

◆ 障害者基本法にいう「障害者週間（12月３日から12月９日）」や４月２日の国連が定めた「世界自閉症啓発デー」等においての県内外の諸行事、活動を町広報紙などにより周知し町民への啓発効果を高めます。

◆ 各種広報媒体を活用・連携した広報活動や町広報紙などにより、障がい者団体や福祉団体などの多様な活動を紹介し、町民の障がいや障がいのある人への理解と認識が深まるように努めます。

② 啓発広報活動への協力

◆ 障がい者団体、福祉団体等が行う啓発広報活動を支援します。

③ 地域自立支援協議会の活用

◆ 須賀川市、天栄村と３市町村合同で運営している、須賀川地方地域自立支援協議会において、関連機関を通じ障がいに関する啓発活動を推進します。

④ 地域における啓発

◆ 地域における障がいのある人への理解を深めるため、自治会等を通じた意識の啓発を図ります。また、障がいの有無に関わらず、すべての人が共生する意識を持てるよう、小・中学校や高等学校との連携を強化し、福祉教育を推進します。

⑤ 障がいを理由とする差別の解消

◆ 令和６年４月１日から民間事業者への合理的配慮が義務化されることから、共生社会実現に向け、より一層職員への周知と事業所等への啓発に努めます。

⑥ 精神障がい者の地域移行の推進

◆ 精神障がいのある人に対する偏見の解消に関する啓発を推進するとともに、精神障がいのある人の地域生活移行促進に努めます。

施策の方向２　地域と施設・作業所、学校等の交流等相互理解の促進

① 小・中学校等における福祉教育の推進

◆ ボランティア教育推進協力校の依頼や福祉教育副読本の充実など福祉教育推進事業の充実などとともに、児童生徒一人ひとりが正しい障がい者観に基づいて行動できるよう道徳教育や特別活動で福祉教育を実践します。

◆ 保育所、幼稚園などにおける高齢者等とのふれあい活動などを通して、幼少期から思いやりの心を育む必要があるとともに、障がいのある人ともふれあえるような活動を

支援します。

② 地域における保健・福祉教育の推進

◆ 家庭、学校、地域との連携を図りながら、福祉施設の体験学習会や交流会などを開催し、また、生涯学習の中での福祉講座の実施など地域における福祉教育の向上に努めます。

施策の方向３　各種権利擁護制度の周知と利用促進

◆ 成年後見制度などの権利擁護に関わる制度を周知し、利用を促進していきます。

◆ 関係機関と連携し、障がいのある人に対する虐待の未然防止や早期発見、虐待が発生した場合の迅速な対応とその後の適切な支援を行うための体制整備に努めます。

＜主な事業＞

① 広報・啓発事業

② 障がい者虐待防止センター・障害者虐待防止連携協議会

③ 成年後見制度利用支援事業

施策２　相談・情報提供

＜現　状＞

○ 障がいのある人が地域で安心して暮らし続けられるよう、それぞれが抱えている多様な問題への相談支援を身近な地域で受けられ、必要に応じて適切な福祉サービスを受けられる、総合的かつ専門的な相談支援体制の整備が求められています。

○ 障がいのある人の多様化するニーズに対応できるよう、担当職員の研修などによる資質の向上を図り、情報伝達手法においても各種障がいに対応できるよう様々な情報媒体の活用が必要です。

○ 障害者総合支援法における様々な支援サービスを、障がいのある人の状況に応じて総合的かつ効率的に提供できるよう、的確なケアマネジメントに向けた取組が課題となっています。

○ 精神障がいのある人の相談については、各種の相談サービスの周知を図るとともに医療機関や県中保健福祉事務所など関係機関との連携を密にし、相談業務に従事する職員の研修などによる資質の向上に努める必要があります。

○ 現在、相談支援の委託業務については、４事業所との委託にて事業を実施し、それぞれの法人で相談支援事業を展開し、必要に応じて来所、訪問相談を実施しています。

○ 2012（平成24）年度から相談支援事業体制が大幅に変更され、基幹相談支援センターの設置、障がい福祉サービス利用者へのサービス等利用計画作成の義務化などが盛り込まれ、制度上も更なる支援体制の強化が進んでいきます。障がい福祉サービスの利用を伴わない相談もあり、委託先の障がい者相談支援事業所との連携が求められています。

○ 2011（平成23）年６月に成立した障害者虐待防止法により、障がいのある人への虐待に対する体制の整備として、2012（平成24）年10月に障がい者虐待防止センター及び鏡石町障害者虐待防止等連携協議会を設置しました。行政情報や保健・医療・福祉サービス情報をはじめ、権利擁護や各種制度・手当などの情報提供に努めています。

＜課　題＞

① 障がいのある人が、地域で安心した生活を送るためには、様々なサービスへつなげるためのきめ細やかな調整やコーディネート等の相談支援が必要となり、その対応力の向上が求められています。

② 障がいの重度化や、障がいのある人の高齢化及び「親亡き後」を見据え、緊急時にすぐ相談でき、必要に応じて緊急的な対応ができる体制整備が必要です。

③ 「休日に相談ができるような、総合的な相談窓口が必要」、「緊急時（24時間）に連絡できる窓口」などを求める声が聞かれます。

④ サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要な場合、障がいのある人の自立した生活を支え、それぞれの抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、よりきめ細やかなケアマネジメントによる支援が求められています。

施策の方向１　総合的な相談拠点の整備

◆ 相談支援事業については、引き続き須賀川岩瀬地域における委託方式で事業実施します。

◆ 地域が抱える課題に向き合い、障がいのある人やその家族が安心して地域で生活するための支援体制として、地域生活支援拠点などの整備について、多機能拠点整備型だけでなく面的整備型も含め、須賀川地方地域自立支援協議会で検討を進めていきます。

施策の方向２　相談機関のネットワークの構築

◆ 引き続き、須賀川地方地域自立支援協議会を共同設置運営するとともに、関係機関とのネットワークの構築に努めます。

施策の方向３　相談支援専門員の資質向上

◆ ケアマネジメントの適切な実施に向けて、資格を持った相談支援従事者の確保とともに、研修等により資質向上を図ります。

施策の方向４　相談支援体制の充実と強化

◆ 障がい者相談支援事業所をはじめとした支援機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。

◆ 町民一人ひとりの福祉課題やニーズにきめ細やかに対応し、必要な支援に結びつけていくため、行政による窓口相談機能の充実を図るとともに、積極的な周知を図ります。

◆ 地域課題などを適切に把握・対応するため、社会福祉協議会、民生・児童委員、当事者団体、地域団体等との連携を図っていきます。

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化･高齢化や｢親亡き後｣を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。

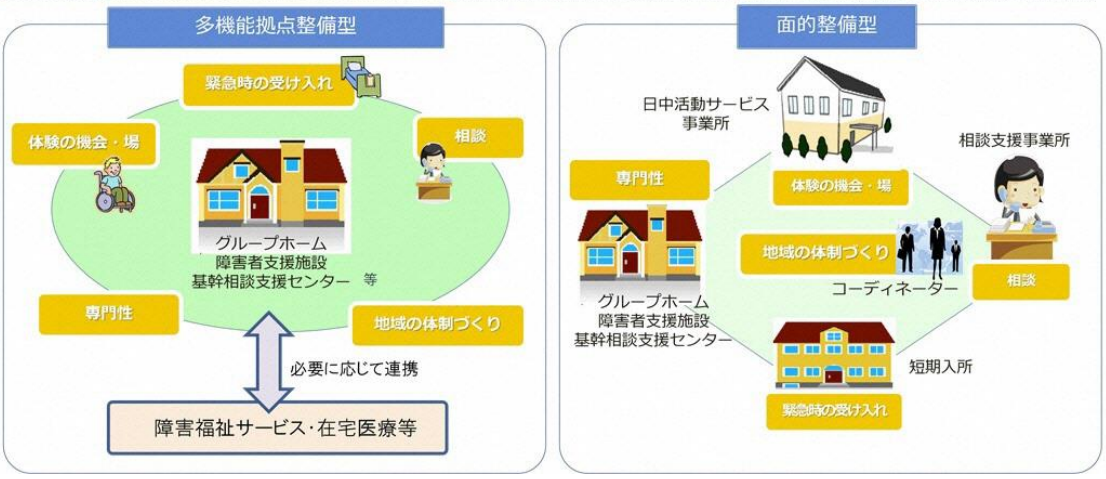

※厚生労働省

＜主な事業＞

① 相談支援事業

施策３　保健・医療

＜現　状＞

○ 各種がん検診、健康診査などを実施し、疾病の早期発見、早期治療の促進と、健康を保持増進するための事業を実施しており、必要に応じて保健指導につなげています。

○ 須賀川岩瀬地域における精神障がいのある人の福祉増進を図るため、福島県県中保健福祉事務所を中心に、精神保健医療福祉に関する機関、団体等とのネットワークを構築し、障がいのある人があたり前に暮らすことのできる地域づくりや、地域課題の共有と解決に向けた協議、啓発活動に取り組んでいます。

○ 町では、各種福祉医療費助成を行っています。

＜課　題＞

① 障がいは先天的な要因だけでなく、事故や疾病による後天的な障がいもあり、近年は、精神疾患、脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣などを起因とする障がいへの対応も重要です。

施策の方向１　障がいの原因となる疾病の予防

◆ 健康づくりを推進するために、心と体の健康に関する情報提供を充実するとともに、様々な疾病等の原因となる生活習慣の予防を推進します。

施策の方向２　精神保健対策の充実

◆ 精神保健の推進を図るために、精神障がいに対する誤解や社会的偏見の除去を図り、関係機関と連携しながら、支援を推進します。

施策の方向３　医療費助成

◆ 障がいの軽減等を図るために、公費負担医療費制度等の周知・活用を促進します。

◆ 各種福祉医療費助成制度について、周知と利用の促進を行います。

＜主な事業＞

① 障がい者医療費の助成

② 各種検診事業

③ 特定保健指導

施策４　福祉サービス

＜現　状＞

○ 障がいのある人が自分らしく日常生活・社会生活を営むことができるよう、個々のニーズ及び実態に応じて、居宅介護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図っています。

○ 障がい福祉サービスは年齢や障がいの種類や程度により、利用状況に差がみられています。障がいのある人が、自己選択と自己決定の尊重のもと、住み慣れた地域で安心して暮らすために、相談支援事業所等との連携を強化し、個々の状況に対応した福祉サービスの選択・利用ができるような環境づくりに努めています。

○ 社会参加促進のため、タクシー料金助成事業と2017（平成29）年４月から自動車燃料費助成事業を実施しています。家族介護運転が認められていることから、タクシー料金助成事業を希望する人は減少傾向にあります。また、バス運賃、鉄道旅客運賃、航空運賃等の割引制度について、障害者手帳交付時に周知を図っています。その他、運転免許取得費用の助成や、自動車操作装置改造費用の助成も福祉サービスとして備えています。

○ 障がいのある人の自立した生活及び社会参加を促進し、安全な移動を確保するため、移動支援や行動援護、同行援護のサービスにより、外出支援を行っています。

○ 意思疎通支援事業については、一般社団法人福島県聴覚障害者協会へ委託を行い、手話通訳者の派遣事業及び要約筆記奉仕員派遣事業を実施しており、聴覚障がいのある人への意思疎通支援体制の整備に努めています。

○ 身体障がいのある人の身体機能を補完や代替し、日常生活の能率の向上を図る補装具費の支給と、日常生活を営む上で必要となる日常生活用具の給付事業の周知を図り、障がいの特性に合わせた適切な給付に努めています。

○ 障がいのある人もない人も、共に地域の中で暮らすことのできる社会をつくっていくためには、地域活動をはじめ、様々な社会活動に障がいのある人が参加しやすいようにしていくことが必要であることから、障がいのある人自身の活動意欲を高めていくための支援を心掛けています。

○ アンケート調査の結果で、今後利用したいサービスとして「居宅介護」「自立訓練」「短期入所」と回答された人が多く、利用を検討している人が増えている状況です。また、「就労移行支援」や「就労継続支援」等就労系の利用を希望する人も増えています。

＜課　題＞

① 支援の必要性に基づき、障がい種別を問わずサービスの支給量を確保するとともに、重度障がい者等包括支援や重度訪問介護等の多様な利用形態を確保していく必要があります。

② 障がいのある人の高齢化に伴い利用できる福祉サービスについては、介護保険制度と障害者総合支援法によるサービスに大別されるなか、利用者のニーズや状態、移行に応じたサービス利用につなげていく必要があります。

③ 障がいのある人一人ひとりが、日中活動系サービスを通して自らの持つ能力を伸ばし、あるいは維持できるサービス内容の質の向上に努めていく必要があります。また、特別支援学校卒業生や重度の障がいのある人の一般就労や、福祉事業所での受け入れを進めていく必要があります。

④ 親の高齢化によりケアの体制などに変化が起きる一連の経過の中で親亡き後の子どもに対する不安が家族の中で高まっています。

⑤ 障がい者支援施設への入所が容易ではない状況の中、重度障がい者へのグループホーム等、一層の整備促進を図っていく必要があります。

⑥ 補装具、日常生活用具の給付については、給付品目の追加や支給要件の緩和など多くの要望があり、利用者ニーズに応じた給付品目の見直しが課題となっています。

⑦ 障がいのある人同士や、障がいのある人と地域住民が交流する日中活動の場の取組が求められています。

⑧ 高齢の障がいのある人において課題となっている65歳問題※1については、サービス希望への意向を十分尊重し、障がい特性に配慮しながら支援の在り方を検討する必要があります。

施策の方向１　居宅を中心として暮らす人への福祉サービスの充実

◆ 障がいのある人及びその家族が、住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、居宅介護、短期入所などの障がい福祉サービスについて、支給決定と給付を行います。

◆ 短期入所については、緊急時に利用できる仕組み（地域生活支援拠点等）について、須賀川地方地域自立支援協議会で検討を進めます。

◆ 障がい、発達に課題のある児童・生徒の夏休みなど、長期休暇における日中活動の場

※1 65 歳問題：65 歳になり介護保険サービスの対象となると、従来のサービス支給量・内容について変容したり自己負担が増える場合がある問題

の確保に努めるとともに、障がいのある人等を日常的に介助している家族の一時的な休息や就労等の便宜を図るため、日中一時支援事業を実施します。

◆ 補装具や日常生活用具の給付については、障がいの特性に合わせた適切な給付に努めるとともに、新たな給付品目の追加を検討していきます。

施策の方向２　安心して暮らせる住まいの確保

◆ 安心して生活できる場を確保するため、必要な居住支援サービスの支給決定と給付を行います。

◆ 障がいのある人が、状況に応じて多様な住まいの場を選択し、地域にある様々なサービスを組み合わせた利用ができるよう、共同生活住居の充実とサービス提供事業者との連携を図ることに努めます。

施策の方向３　様々な日中活動の場の確保

◆ 入浴や排せつ、食事の介護を必要とする障がいのある人が利用する生活介護について、支給決定と給付を行います。

◆ 療養上の管理や看護、医学的管理下における介護などを必要とする障がいのある人が病院において利用する療養介護について、支給決定と給付を行います。

施策の方向４　自立した生活に向けた活動の支援

◆ 施設入所者や長期にわたり入院している精神障がいのある人に対し、地域移行支援事業を活用し、地域生活に移行するために必要な相談支援等を行います。

◆ 自立訓練（生活訓練）事業所等の情報発信を行うとともに、自立生活援助事業にて地域での自立した生活に向けて支援を行います。

施策の方向５　移動・外出の支援

◆ 引き続き、障がいのある人の社会参加の促進と支援を行うため、外出支援にかかる事業を実施します。

◆ 障がいのある人の社会参加の促進を目的とした移動サービスについて、生活課題やニーズを理解しながら、サービスの工夫・創出とともに、必要な支援に努めていきます。

施策の方向６　保健、医療と福祉の連携

◆ 医療的サービスの必要な障がいのある人については、医療と福祉が並行してサービスを提供し、地域での生活を続けることができるよう、医療と福祉の連携を充実させます。

◆ 「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」について、国は「2020年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場（各圏域、各市町村）の設置」

を目標に掲げています。本町では須賀川地方地域自立支援協議会にて、設置に向けた協議を行っています。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

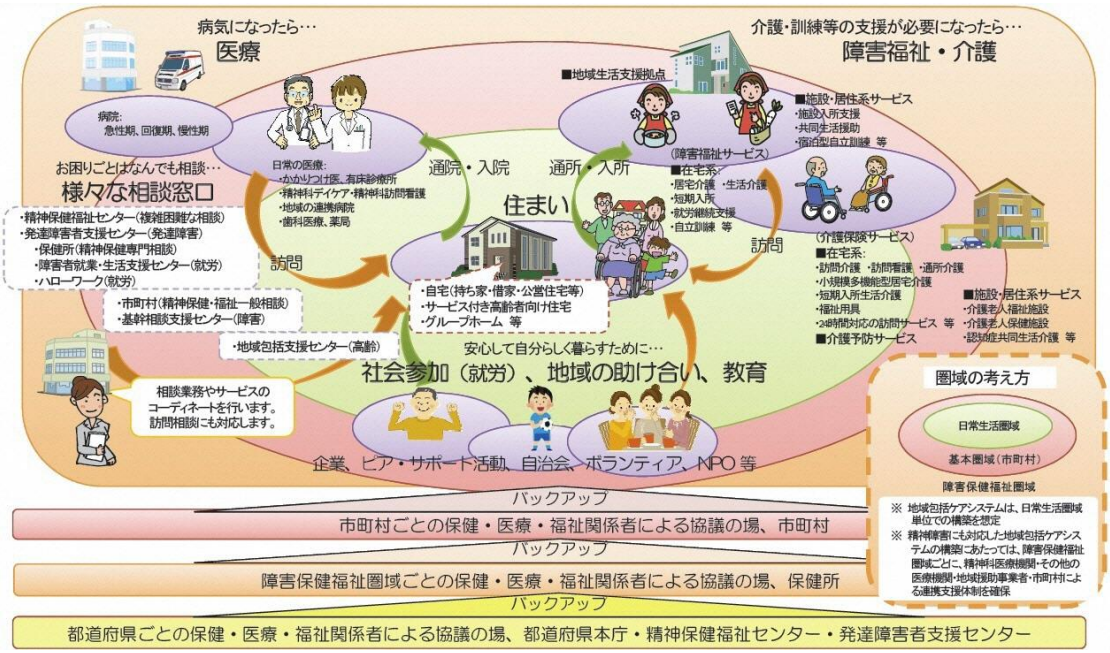

※厚生労働省

施策の方向７　施設・病院からの地域生活への移行を支援するための体制づくり

◆ 地域移行を希望する施設入所者及び精神科長期入院者の把握に努め、移行の推進を図っていきます。

◆ 地域移行の推進や安心した地域生活のためにニーズの把握と相談に努めます。

＜主な事業＞

① 居宅介護（ホームヘルプ）
② 重度訪問介護
③ 同行援護
④ 行動援護
⑤ 生活介護
⑥ 療養介護
⑦ 短期入所（ショートステイ）
⑧ 自立生活援助
⑨ 共同生活援助（グループホーム）
⑩ 施設入所支援
⑪ 補装具費の支給
⑫ 手話通訳者派遣事業
⑬ 要約筆記者派遣事業
⑭ 日常生活用具給付事業
⑮ 移動支援事業
⑯ 訪問入浴サービス事業
⑰ 日中一時支援事業
⑱ 重度心身障がい者福祉タクシー料金助成事業
⑲ 重度心身障がい者自動車燃料費助成事業

施策５　雇用・就労

＜現　状＞

○ 障がいのある人からの就労相談が増えており、生活自立サポートセンター県中・県南事務所、公共職業安定所（ハローワーク）など、関係機関と連携し、働きたい気持ちを大切にしながら、個々の状況に応じた支援を展開しています。

○ 須賀川地方地域自立支援協議会・就労部会において、障がいのある人の雇用に携わる関係機関、団体のネットワークを構築し、地域課題の共有と解決に向けての協議、地域啓発の取組等を行っています。

○ 障がいのある人の働く機会の確保や工賃（給料）の向上をめざし、障害者優先調達推進法に基づき就労支援事業所に発注しています。

○ 教育と福祉が連携を図り、在学中から障がいのある生徒の自立と社会参加に向けた就労支援を行い、一般就労（障がい者枠）や就労継続支援につながっています。

○ 就労移行支援事業所から一般就労への実績がみられはじめており、支援機関との連携を行っています。また、最近では、一般就労をめざして就労移行支援事業を利用する人が増えはじめています。

＜課　題＞

① 障がいのある人が自立した生活を営むには、その基盤となる住まい、働く場、生きがいを得る場などが必要となります。サービスを有効に活用していくためにも、相談窓口の整備、在り方が課題となります。

② 障がいのある人、一人ひとりの状態に合わせたプログラムが組まれた訓練の場が必要であり、支援サービスの質を担保していく必要があります。

③ 重度心身、又は、重複した障がいのある人の一般雇用事例が須賀川岩瀬地域でも少ない状況です。

④ 高い就労ニーズを支えるだけの周辺環境の整備が追い付いていない現状があります。

⑤ 自立訓練以外の、就労移行支援、就労継続支援事業所Ａ型及びＢ型作業所等の訓練等給付サービスの利用希望者も増加していることから、次なるステップへの支援が必要です。

⑥ 就労継続支援Ａ型事業所の相次ぐ閉鎖により事業所数が減少しており、障がい特性に合った事業所の選択が困難となっています。

⑦ 障がい者の就労について、事業主への啓発・支援が必要であり、職場開拓も含め各種団体との連携を強化していく必要があります。

施策の方向１　就労支援のためのネットワークづくり

◆ 生活自立サポートセンター県中・県南事務所、公共職業安定所（ハローワーク）など関係機関との連携を強化し、就労移行や就労継続のための支援体制の充実を図ります。

◆ 障がいのある人の雇用への理解を深めるため、広く住民や企業などに向けた広報、啓発活動の推進に努めます。

施策の方向２　一人ひとりの希望や障がいの特性に応じた一般就労への支援

◆ 障がいのある人の自立した生活に向けて、障害者総合支援法に基づく自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の支給決定と給付を行います。

◆ 障がいのある人が、自身の働く力を最大限に発揮し、最も適した働く場に移行できるよう、適切な就労アセスメントの実施体制の構築を図っていきます。

◆ 障がいのある人の雇用を促進するため、生活自立サポートセンター県中・県南事務所、公共職業安定所（ハローワーク）などと連携するとともに、事業者に対する障がい者雇用に関する情報提供（トライアル雇用やジョブコーチ制度、各種障害者雇用助成金制度の理解促進等）を行います。

施策の方向３　福祉的就労の機会の充実と授産製品の販路拡大

◆ 障がいのある人の就労機会の拡大や経済的自立などの課題に対し、須賀川地方地域自立支援協議会にて新たな就労の場の創設をめざしていきます。

◆ 就労支援事業所への受注機会を増やすため、町の発注する物品や役務など、優先的な調達に努めます。

施策の方向４　就労トライアル実習の実施

◆ トライアル雇用※2やジョブコーチ制度※3の周知を図り、障がい者雇用を検討している企業と就労をめざす障がい者を結びつける職場体験・実習を推進していきます。

※2 トライアル雇用：ハローワーク又は民間の職業紹介事業者等の紹介により、就職が困難な障がい者を一定期間雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、障がい者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図る制度

※3 ジョブコーチ制度：職場にジョブコーチ（職場適応援助者）が出向いて、障がい特性を踏まえた直接的で専門的な支援を行い、障がい者の職場適応、定着を図る制度

施策の方向５　職場定着の支援

◆ 一般就労や職場への定着を支援するために、就労に必要な指導・助言等の支援を行う就労定着支援（2018（平成30）年度からの新規事業）の利用を促進します。

＜主な事業＞

① 自立訓練
② 就労移行支援
③ 就労継続支援
④ 就労定着支援
⑤ 相談支援事業

施策６　スポーツ・文化活動

＜現　状＞

○ スポーツ基本法の理念により、障がいのある人の自主的かつ積極的なスポーツの推進を図るため、福祉の観点も踏まえ、競技力向上と裾野拡大の両面から障がい者スポーツに関する施策を一層推進していく必要性が高まっています。

○ 障がいのある人の社会参加や生きがい、自己表現等において、文化芸術活動、スポーツ、レクリエーション等は大きな活力を担っており、こうした活動に障がいのある人が参加しやすい環境を整えていくことが重要となっています。

○ 社会に生きる人たちすべてが、かけがえのない存在として大切にされ、自分の個性や才能をいかしながら社会に参加・貢献できる「ぬくもりのある町」の実現をめざし、障がいのある人による自由な芸術文化活動の推進が求められています。

＜課　題＞

① 障がいの特性に配慮した、参加しやすい事業開催についての工夫が必要です。

② 障がいのある人が参加しやすいサークル活動や講座等の機会は多くなく、障がいの特性等に応じて適切に指導できる指導員の確保が難しい状況です。

③ 障がいの内容・程度によって、公共施設の利用に制限が生じないよう、バリアフリー化の推進が必要です。

④ 文化・芸術活動について、活動の場への参加がしやすくなるよう、余暇活動に対する支援の在り方の検討が必要です。

施策の方向１　障がい者スポーツ、文化・芸術活動の充実

◆ 障がいの程度・有無に関わらず各種スポーツ・文化活動に参加しやすい環境づくりを促進し、生きがいのある、心豊かな生活を支援します。

◆ 障がいのある人の余暇活動の支援を行うとともに、スポーツ・文化交流事業の推進を図っていきます。

◆ 障がいのある人が、スポーツや文化活動など楽しむことのできる機会の充実に努めます。

◆ スポーツ施設のバリアフリー化を推進し、障がいのある人が安心してスポーツに親しめる施設づくりをめざします。

＜主な事業＞

① 地域活動支援センター事業

施策７　まちづくり

＜現　状＞

○ 障がいのある人、要支援高齢者及び難病のある人、妊産婦などの外出を支援するため、公共施設や商業施設などにおもいやり駐車場を設置しています。障がい者手帳の交付時など、対象となる人に情報提供しながら、利用証交付にかかる申請方法等の説明を行っています。

○ 2014（平成26）年度から避難行動要支援者対策の実施により、名簿作成の要件に該当する方々の台帳（名簿）の整備を行いました。対象者には、障がいのある人のほか、高齢者等も含まれていますが、2017（平成29）年１月末時点の平常時における避難支援者への名簿提供の同意率は38.6%に留まっています。

○ 特別養護老人ホーム「鏡石ホーム」を福祉避難所として指定しており、災害が発生した場合は障がいのある人など、特に配慮を要する人の利用を想定しています。

○ 近年、障がいのある人などを狙った犯罪が増えており、防犯知識の周知や、悪質商法などの消費者被害防止に向けた情報提供、犯罪被害の発生を未然に防ぐ取組が求められています。

施策の方向１　ユニバーサルデザインによる整備の推進

◆ 「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、公共性の高い建物や道路などにおけるユニバーサルデザインの導入を図ります。

◆ 障がいのある人が地域で生活するための基盤となる公共施設等についてバリアフリー化を促進します。

◆ すべての児童・生徒が、安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、スロープ等の整備に努めます。

◆ 保育所や幼稚園、小・中学校、公民館などの公共施設の計画的な施設改良や整備に努め、障がいのある人の状況に応じた柔軟な対応を進めます。

◆ 誰もが利用しやすいおでかけ支援「ゆうあいバス」運行となるよう、利用者ニーズを踏まえた、利便性の向上に取り組みます。

施策の方向２　災害時における障がい者の安全確保への体制づくり

◆ 地域住民の防災意識の高揚と自主防災組織などの育成を促進し、障がいのある人が速やかに避難できるよう、情報発信するとともに、避難路、避難所の周知などに努めます。

◆ 避難行動要支援者の把握とともに、名簿の整備・見直しを行い、障がいのある人の避難支援に係る個別避難支援計画の作成など、避難誘導体制の検討を行います。

◆ 指定した福祉避難所の設備や人員配置の充実について検討し、災害発生時における障がいのある人の避難生活の支援に努めます。

◆ 避難場所において、障がいのある人が安心して過ごせるよう、プライバシーの保たれたスペースの設置や、障がい特性に応じた日常生活用具等の確保について検討します。

施策の方向３　犯罪被害の防止と早期発見

◆ 障がいのある人を狙った犯罪防止のために、警察や関係機関との連携を図ります。

◆ 犯罪に関する情報発信、町民の防犯活動の支援、啓発などを行い、犯罪が起こりにくい環境を整えます。

＜主な事業＞

① 公共施設等改修整備
② ゆうあいバス運行事業
③ 避難行動要支援者対策
④ 緊急通報装置貸与事業

施策８　療育・保育・教育

＜現　状＞

○ 発達障がいは母子保健事業を中心に早期発見に努め、療育へとつなぐことが重要となります。乳幼児健康診査における要観察児は1歳６か月児健康診査では48.3%、３歳児健康診査では28.4%でした。各健康診査にて要観察となった児童を対象に、事後フォローの場として2歳児健康相談（年12回）、のびのび健康相談（年４回）を実施しています。

○ ２歳児健康相談では、主に１歳６か月児健康診査からの発達・発育の伸びを確認しています。また、のびのび健康相談では臨床心理士、言語聴覚士、保健師、保育士等の専門職の連携のもと、見守りから情報提供まで、きめ細かい支援を行っています。

○ 町内の保育施設は4箇所あり、いずれの施設においても発達の気になる児童が在籍しています。そのため、児童の発達等に関する悩みや問題について、保護者や保育施設と保健師の直接相談ができるなど、就学前からの相談支援体制を整えています。

○ 障がいのある児童の就学に向けた切れ目のない支援に向けて、鏡石町相談支援ファイルを活用し、子どもの発育・発達段階に応じた適切な支援を進めています。

○ 相談支援事業所・相談支援専門員の利用を希望された保護者には、利用方法などの情報提供を行い、障がい児やその保護者が安心して生活が送ることができるよう、療育へとつないでいきます。

＜課　題＞

① 健康診査時に要観察となった児童だけでなく、保育施設の利用開始や就学後に落ち着きのなさ等が顕著になる児童の数は年々増加しています。

② 児童だけでなく、支援を必要とする家庭の割合も増加傾向にあります。

③ 子育て力の充実を図りながら、児童にとって最適な支援へとつなぐ必要があるため、多機関と連携を密に支援していますが、検査の順番待ちや相談員１人あたりの相談件数増加、利用者の増加による事務手続きの遅延が発生し、十分な支援が必要時に提供しきれていない状況にあります。

④ 支援を必要とする児童が増加し、障がいによる症状の多様化と保護者の理解を得るための支援など、ニーズは多岐に渡っています。そのニーズに応えられる専門職の資質向上が必要とされています。

⑤ 早期から支援につながることができても、就学を機に支援が途切れてしまうことがないよう、引き継ぎ体制を整備し、継続的な支援を実施しています。また、児童の能力と特性を踏まえて、適した環境で教育を受けることができる就学先の選択など、進路指導が重要となります。

施策の方向１　継続した支援のための各種関係機関との連携

◆ 様々な障がいに早期に気づき、支援につなぐことができる体制づくりに努めるとともに、障がいを持つ児童とその保護者を切れ目なく支援していくことができるよう、保健・福祉・医療・教育に関する関係機関との連携を図ります。

◆ 乳幼児健康診査、各種健康相談など、発達障がいを含めた障がいの早期発見に努めるとともに継続的な支援を行います。また、必要に応じて医療機関などの専門機関へつなぐための支援を行います。

◆ 支援につながってからも、必要に応じてモニタリング会議やケース会議等に参加し、継続的に関わっていきます。

施策の方向２　子ども一人ひとりに合った支援の充実

◆ 一人ひとりのニーズに合った保育・教育・療育が提供できるよう、保健師をはじめとした関係機関と連携を図るとともに、タイムリーな事務処理に努めます。

◆ ニーズと児童の能力を見定めたうえでサービス利用の決定ができるよう、必要に応じてモニタリング会議等に参加します。

◆ 鏡石町相談支援ファイルを活用し、未就学から就学、進学への支援の引き継ぎがスムーズにでき、支援が切れ目なく提供できるよう努めます。

施策の方向３　質の高い障がい児通所支援サービスの確保

◆ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）については、計画的に環境の整備を行うとともに、指導員の確保・育成、関係機関との連携を図り、障がいのある児童の受け入れの促進に努めます。

◆ 障がいのある児童が通所している、児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業者と連携し、質の高い療育サービスの提供に取り組み、障がい児通所支援の充実を図ります。

施策の方向４　就労支援の実施

◆ 義務教育終了後の進路を見据え、各学校において、関係機関との連携のもと、障がいのある児童の個々の状況に応じた適切な就労支援の実施に努めます。

＜主な事業＞

① 母子保健事業
② 乳幼児健康診査
③ 各種相談会
④ 児童発達支援（児童発達支援センター）
⑤ 放課後等デイサービス
⑥ 保育所等訪問支援
⑦ 障がい児保育事業
⑧ 障がい児相談支援

第５章

障がい福祉計画の施策展開

第５章　障がい福祉計画の施策展開

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき策定するもので、本町における障がい福祉サービス等の種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画です。

国では「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）」（以下「基本指針」という。）を改正し、令和６(2024)年度から令和８(2026)年度までの第７期障害福祉計画及び第３期障害児福祉計画の作成・変更に際しての考え方などを定めています。

「基本方針」の主な改正内容は次の通りです。

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の主な改正内容

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援	・重度障害者等への支援など、地域のニーズへの対応 ・強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実 ・地域生活支援拠点等の整備の努力義務化 ・地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進 ・グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	・精神障害者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性 ・都道府県は、医療計画との整合性に留意した計画の策定
③福祉施設から一般就労への移行等	・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定 ・就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定 ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応 ・地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組
④障害児のサービス提供体制の計画的な構築	・市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援 ・地域におけるインクルージョンの推進 ・都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保等について成果目標に設定 ・都道府県における医療的ケア児支援センターの設置について成果目標に設定 ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定 ・障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定
⑤発達障害者等支援の一層の充実	・市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実 ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進 ・強度行動障害やひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進

⑥地域における相談支援体制の充実・強化	・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進 ・地域づくりに向けた協議会の活性化
⑦障害者等に対する虐待の防止	・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進
⑧地域共生社会の実現に向けた取組	・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進
⑨障害福祉サービスの質の確保	・障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実 ・都道府県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施
⑩障害福祉人材の確保・定着	・ＩＣＴの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設 ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定	・障害福祉ＤＢの活用等による計画策定の推進 ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進	・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化	・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重 ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
⑭その他：地方分権提案に対する対応	・計画期間の柔軟化 ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

「基本指針」においては、障害児者に必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として、次の７項目を設定しています。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
③ 地域生活支援の充実
④ 福祉施設から一般就労への移行等
⑤ 障害児支援の提供体制の整備等　障がい児福祉計画で記載
⑥ 相談支援体制の充実・強化等
⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

１　2026（令和８）年度の成果目標

本町では、国の基本方針及び福島県の策定方針に基づき、本計画の計画期間（2024（令和６）～2026（令和８）年度）における成果目標を、次のとおり設定します。

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

本町は、施設入所から地域生活への移行を推進する観点から、2026（令和８）年度末における地域生活への移行に関する目標値を設定します。

■国の基本指針

項　目	都道府県	市町村	国の基本指針（目標年度末まで）	
			現行	改正内容
福祉施設から地域生活への移行	○	○	2019（令和元）年度末時点の施設入所者数の6％以上が地域生活へ移行	2022（令和4）年度末時点の施設入所者数の6％以上が地域生活へ移行
施設入所者数の削減	○	○	2019（令和元）年度末時点の施設入所者数から1.6％以上削減	2022（令和4）年度末時点の施設入所者数から5％以上削減

■福祉施設入所者の地域生活への移行目標値

項　目		目標
2022（令和4）年度末時点の入所者数（A）		19 人
2026（令和8）年度末の入所者数見込		14 人
福祉施設から地域生活への移行	【目標値】 福祉施設から地域生活への移行者数（B）	2 人
	移行率（B／A）	10.5%
施設入所者数の削減	【目標値】 施設入所者の削減数（C）	3 人
	削減率（C／A）	15.8%

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するためには、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する必要があります。そのため、基盤整備の状況を評価する指標として、以下の目標値を設定します。

■国の基本指針

項　目	都道府県	市町村	国の基本指針（目標年度末まで）	
			現行	改正内容
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	○	○	精神障がい者の地域移行支援の利用者数の見込みを設定	
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	○	○	精神障がい者の地域定着支援の利用者数の見込みを設定	
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	○	○	精神障がい者の共同生活援助の利用者数の見込みを設定	
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	○	○	精神障がい者の自立生活援助の利用者数の見込みを設定	
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	○	○		精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数の見込みを設定
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数		○	保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数の見込みを設定	
保健・医療（精神科、精神科以外の医療機関別）・福祉・介護・当事者・家族等の関係者ごとの参加者数		○	保健・医療（精神科、精神科以外の医療機関別）・福祉・介護・当事者・家族等の関係者ごとの参加者数の見込みを設定	
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数		○	保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定	

■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築の目標値

項　目		目標
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	【目標値】 精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	【目標値】 精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	【目標値】 精神障がい者の共同生活援助の利用者数	1人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	【目標値】 精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	【目標値】 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	1 人
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	【目標値】 保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	1回
保健・医療（精神科、精神科以外の医療機関別）・福祉・介護・当事者・家族等の関係者ごとの参加者数	【目標値】 保健・医療（精神科、精神科以外の医療機関別）・福祉・介護・当事者・家族等の関係者ごとの参加者数	1人
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	【目標値】 保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回

（３）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

本町では、障がい者の地域生活を支援する「地域生活支援拠点等」について、多機能拠点整備型だけでなく面的整備型も含め、須賀川地方地域自立支援協議会等で検討を進めていきます。

■国の基本指針

項　目	都道府県	市町村	国の基本指針（目標年度末まで）	
			現行	改正内容
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	○	○	各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上整備しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討	各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証、検討
強度行動障がいを有する者に関する支援ニーズの把握と支援体制の整備		○		各市町村又は圏域において、強度行動障がいを有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める

■地域生活支援拠点等が有する機能の充実の目標値

項　目			目標
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	地域生活支援拠点等の設置状況	【目標値】 2026(令和8)年度末時点の整備数	1箇所
	コーディネーターの配置人数	【目標値】 2026(令和8)年度末時点の配置人数	1 人
	支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	【目標値】 2026(令和8)年度末までの間の、地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討回数	1回／年
強度行動障がいを有する者に関する支援ニーズの把握と支援体制の整備	支援ニーズの把握 支援体制の整備	【目標値】 2026(令和8)年度末時点の状況	実施

（４）福祉施設から一般就労への移行等

本町は、福祉施設から一般就労への移行を推進する観点から、福祉施設から一般就労への移行者等に関する目標値を設定します。各目標については、次の表に示すとおりです。

■国の基本指針

項　目	都道府県	市町村	国の基本指針(目標年度末まで)	
			現行	改正内容
福祉施設から一般就労への移行者数	○	○	2019(令和元)年度実績の1.27倍以上	2021(令和３)年度実績の1.28倍以上
就労移行支援事業の一般就労への移行者数	○	○	2019(令和元)年度実績の1.30倍以上	2021(令和３)年度実績の1.31倍以上
就労継続支援Ａ型事業の一般就労への移行者数	○	○	2019(令和元)年度実績の1.26倍以上	2021(令和３)年度実績の1.29倍以上
就労継続支援Ｂ型事業の一般就労への移行者数	○	○	2019(令和元)年度実績の1.23倍以上	2021(令和３)年度実績の1.28倍以上
就労定着支援事業の利用者数	○	○		2021(令和３)年度実績の1.41倍以上
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	○	○		就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上
就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	○	○		就労移行支援事業所のうち就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上

項　目	都道府県	市町村	国の基本指針（目標年度末まで）	
			現行	改正内容
協議会（就労支援部会）等の設置	○	○		地域の就労支援ネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進める

■福祉施設から一般就労への移行等の目標値

項　目			目標
福祉施設から一般就労への移行者数	全体	【基準値】 2021（令和3）年度における一般就労への移行者数	0 人
		【目標値】 2026（令和8）年度における一般就労への移行者数	3 人 0 倍
	就労移行支援事業	【基準値】 2021（令和3）年度における就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数	0 人
		【目標値】 2026（令和8）年度における就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数	2 人 0 倍
	就労継続支援A型事業	【基準値】 2021（令和3）年度における就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数	0 人
		【目標値】 2026（令和8）年度における就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数	2 人 0 倍
	就労継続支援B型事業	【基準値】 2021（令和3）年度における就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数	0 人
		【目標値】 2026（令和8）年度における就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数	2 人 0 倍
就労定着支援事業の利用者数		【基準値】 2021（令和3）年度における就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数	3 人
		【目標値】 2026（令和8）年度における就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数	5 人 1.7 倍
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合		【目標値】 就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上	100%
就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合		【目標値】 就労移行支援事業所のうち就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上	100%

項　目		目標
協議会(就労支援部会)等の設置	【目標値】 2026(令和8)年度末時点の状況	設置

（５）相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターを設置し、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担うとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することが定められました。これを踏まえ、本庁では各目標を次の表のように定めます。

■国の基本指針

項　目	都道府県	市町村	国の基本指針(目標年度末まで)	
			現行	改正内容
基幹相談支援センターの配置等の状況		○		基幹相談支援センターの設置
		○		地域の相談支援事業者の人材育成の支援
		○		地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施
		○		個別事例の支援内容の検証の実施
		○		主任相談支援専門員の配置
協議会における地域のサービス基盤の開発・改善		○		協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発･改善等を行う取組の実施

■相談支援体制の充実・強化等の目標値

項　目		目標
基幹相談支援センターの配置等の状況	基幹相談支援センターの設置	設置
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	3 件
	地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数	5 回
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	50 回
	主任相談支援専門員の配置数	0 人
協議会における地域のサービス基盤の開発･改善	相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	2 回
	参加事業者･機関数	23 事業所
	専門部会の設置	5 部会
	専門部会の実施回数	27 回

（６）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針では、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析、その結果の活用、事業所や関係自治体等と共有する体制を構築することが定められました。これを踏まえ、本町では各目標を次の表のように定めます。

■国の基本指針

項　目	都道府県	市町村	国の基本指針（目標年度末まで）	
			現行	改正内容
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制構築		○		障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用、計画的な人材養成の推進、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係市町村との共有等、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築

■障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制構築の目標値

項　目		目標
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制構築	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析、その結果の活用、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無と実施回数	有
		1 回
	指導監査結果の関係自治体との共有体制の有無と実施回数	有
		1 回

2　障がい福祉サービスの見込量と今後の確保策

障がい福祉サービスの見込量算出にあたっては、以下の視点を踏まえながら2024（令和６）年度から2026（令和８）年度までの推計を行いました。

○ 月間の利用人数を推計し、必要なサービス提供量を定めています。

○ 2023（令和５）年度の実績値は、12月までの実績で計算しています。

○ 住民基本台帳人口より推計した本町人口の将来予測に基づき、人口の増減分を加味して計算しています。

○ 障がい種別の障がい者数の実績値をもとに、将来における障がい種別の人数の推計を仮定し、その伸びを加味して計算しています。

（１）訪問系サービスの見込量と今後の確保策

＜サービス種類と第７期見込量＞

①　居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援

居宅介護（ホームヘルプ）では、障がい等のために日常生活を営むのに支障のある人に対し、居宅において入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にかかる援助を行います。

重度訪問介護では、重度の肢体不自由者で常時介護を要する障がいのある人、又は障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有し常時介護を要する障がいのある人の居宅等にホームヘルパーを派遣して、日常生活の介護等を行います。

同行援護では、視覚障がいにより移動が困難な人に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。

行動援護では、知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する常時介護を要する知的障がい者（児）、精神障がい者（児）が外出する際に、ヘルパーが同行し、危険回避など外出中の必要な支援を行います。

重度障がい者等包括支援では、常時介護の必要性が著しく高く、かつ意思疎通が困難な人に対し、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

■居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援の見込量

項　目	単　位	実績見込	見　込　量		
		2023 (R5)年度	2024 (R6)年度	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度
利用時間	時間／月	162	187	187	187
利用者数	人／月	15	17	17	17

＜訪問系サービスの確保策＞

◆訪問系サービスは、提供体制の不足が深刻化している。今後、障がい者の地域生活への移行が進むとともに更なる利用の増加が想定されるために、サービス提供事業所との連携及び事業所の参入促進を図りながら、見込量の確保に努めます。

◆身体障がいや知的障がい、精神障がいの特性を十分理解し、対応できる従事者（ヘルパー）の養成・確保も重要であり、人材を養成するため福島県や関係機関が実施する研修に関する情報提供を行います。さらに、必要に応じてサービス提供事業所との協議や指導・助言等を行い、サービスの質の向上に努めます。

（２）日中活動系サービスの見込量と今後の確保策

＜サービス種類と第７期見込量＞

①　生活介護

常時介護を要する障がいのある人に、主として昼間において、入浴・排せつ及び食事等の身体介護、調理・洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

■生活介護の見込量

項　目	単　位	実績見込	見　込　量		
		2023 (R5)年度	2024 (R6)年度	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度
利用延日数	人日／月	720	720	770	770
利用者数	人／月	42	42	44	44

②　自立訓練（機能訓練）

入所施設や病院を退所退院し、地域生活への移行などを図る上で身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人、また、特別支援学校（盲・ろう・養護学校）を卒業し、地域生活を営む上で身体機能の維持・回復などの支援が必要な身体障がいのある人を対象に、地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき、身体的リハビリテーション、日常生活にかかる訓練などの支援を行います。

■自立訓練（機能訓練）の見込量

項　目	単　位	実績見込	見　込　量		
		2023 (R5)年度	2024 (R6)年度	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度
利用延日数	人日／月	0	22	22	22
利用者数	人／月	0	1	1	1

③　自立訓練（生活訓練）

入所施設や病院を退所退院し、地域生活への移行を図る上で生活能力の維持・向上などの支援が必要な人、また、特別支援学校（盲・ろう・養護学校）を卒業し、継続した通院により症状が安定している知的障がい又は精神障がいのある人を対象に、地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき、日常生活能力の向上に必要な訓練などの支援を行います。

■自立訓練（生活訓練）の見込量

項　目	単　位	実績見込	見　込　量		
		2023 (R5)年度	2024 (R6)年度	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度
利用延日数	人日／月	20	22	22	22
利用者数	人／月	1	1	1	1

④　就労選択支援

就労を希望する人の意思や能力、仕事に対する適性、配慮の必要性などを聞き取り、調べた上で、一般の事業所への就労や就労系サービスの利用など、その人に合った働き方を選べるように相談支援や関係機関との調整を行います。

2025（令和7）年度中の施行に向け、国において内容を検討中です。

⑤　就労移行支援

一般就労を希望する65歳未満の障がいのある人に対し、有期限の支援計画に基づき、生産活動や職場体験を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練や、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談などの支援を行います。

■就労移行支援の見込量

項　目	単　位	実績見込	見　込　量		
		2023 (R5)年度	2024 (R6)年度	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度
利用延日数	人日／月	60	48	48	48
利用者数	人／月	5	4	4	4

⑥　就労継続支援Ａ型

企業などに就労することが困難で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の障がいのある人に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図るなどの支援を行います。

■就労継続支援Ａ型の見込量

項　目	単　位	実績見込	見　込　量		
		2023 (R5)年度	2024 (R6)年度	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度
利用延日数	人日／月	172	180	180	180
利用者数	人／月	9	9	9	9

⑦　就労継続支援Ｂ型

一般企業などでの就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などに、一定の賃金水準に基づく働く場を提供するとともに、雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行います。

■就労継続支援Ｂ型の見込量

項　目	単　位	実績見込	見　込　量		
		2023 (R5)年度	2024 (R6)年度	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度
利用延日数	人日／月	580	595	630	660
利用者数	人／月	32	34	36	38

⑧　就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人に対し、面談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行います。

■就労定着支援の見込量

項　目	単　位	実績見込	見　込　量		
		2023 (R5)年度	2024 (R6)年度	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度
利用者数	人／月	2	2	2	2

⑨　療養介護

病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とし、障がい支援区分６で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、また、障がい支援区分５以上である筋ジストロフィー患者又は重度心身障がい者を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

■療養介護の見込量

項　目	単　位	実績見込	見　込　量		
		2023 (R5)年度	2024 (R6)年度	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度
利用者数	人／月	4	5	5	5

⑩　短期入所

居宅で介護する人が病気等で介護できなくなった時、障がいのある人に施設へ短期間入所してもらい、夜間も含め入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

■短期入所の見込量

項　目	単　位	実績見込	見　込　量		
		2023 (R5)年度	2024 (R6)年度	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度
利用延日数	人日／月	51	65	70	70
利用者数	人／月	10	11	12	12

＜日中活動系サービスの確保策＞

◆「生活介護」は利用ニーズが多く、管内のサービス基盤では十分に対応できていない状況にあるため、利用枠の拡大や広域的な利用促進に努めています。今後とも、基盤整備を喫緊の課題として、鏡石町社会福祉協議会やサービス提供事業所、須賀川地方地域自立支援協議会と連携しながら、利用定員のさらなる拡大と新たな事業所の参入を促進します。

◆「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」は、障がいのある人の地域移行が進むことで、利用者の増加が見込まれることから、利用ニーズを把握しつつ、サービス提供事業所と連携し、必要量の確保を図ります。

◆「就労移行支援」については、障がい者の就労支援の核となるサービスでありながら十分な提供ができていないため、今後も新規事業者の参入を促進する必要があります。また、障がいのある人の就労機会の拡大については、関係機関と連携しながら一般企業等への理解と協力の啓発を図ります。あわせて、2014（平成26）年施行の障害者優先調達推進法に基づき、鏡石町が物品、役務を調達する際の福祉施設に対する発注拡大に努めます。

◆ 「療養介護」は、障がい児施設から移行する人が想定されるため、福島県及び関係機関、サービス提供事業所等と連携し、動向の把握と必要量の確保を図ります。

◆ 特別支援学校の卒業生が、身近な場所でニーズに応じたサービスを受けることができるよう、特別支援学校、相談支援事業所、サービス提供事業所、関係機関との連携を強化し、卒業生の適切なサービス提供に努めます。

（３）居住系サービス及び相談支援の見込量と今後の確保策

＜サービス種類と第７期見込量＞

①　自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、生活状況の確認を行うとともに、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

■自立生活援助の見込量

項　目	単　位	実績見込	見　込　量		
		2023 (R5)年度	2024 (R6)年度	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度
利用者数	人／月	0	1	1	1

②　共同生活援助（グループホーム）

身体障がい、知的障がい及び精神障がい等のある人を対象として、夜間に、共同生活を営む住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

■共同生活援助（グループホーム）の見込量

項　目	単　位	実績見込	見　込　量		
		2023 (R5)年度	2024 (R6)年度	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度
利用者数	人／月	14	15	16	17

③　施設入所支援

生活介護を受けている障がい支援区分４（50歳以上の場合は区分３）以上の人、あるいは自立訓練又は就労移行支援を受けている人で、入所しながら訓練などを実施することが必要かつ効果的であると認められる人、又は地域の社会資源の状況やその他やむを得ない事情により、通所によって訓練などを受けることが困難な人を対象に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

■施設入所支援の見込量

項　目	単　位	実績見込	見　込　量		
		2023 (R5)年度	2024 (R6)年度	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度
利用者数	人／月	17	18	17	16

④　計画相談支援

障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある人を対象に、支給決定又は支給決定の変更前後に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

■計画相談支援の見込量

項　目	単　位	実績見込	見　込　量		
		2023 (R5)年度	2024 (R6)年度	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度
利用者数	人／年	98	100	105	110

⑤　地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している人又は入院している精神障がいのある人を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、サービス提供事業所への同行支援等を行います。

■地域移行支援の見込量

項　目	単　位	実績見込	見　込　量		
		2023 (R5)年度	2024 (R6)年度	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度
利用者数	人／月	0	1	1	1

⑥　地域定着支援

施設や病院から地域生活へ移行した人や家族との同居から一人暮らしに移行した障がいのある人などに対し、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談や対応を行います。

■地域定着支援の見込量

項　目	単　位	実績見込	見　込　量		
		2023 (R5)年度	2024 (R6)年度	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度
利用者数	人／月	0	1	1	1

＜居住系サービスの確保策＞

◆ 「共同生活援助（グループホーム）」については、障がいのある人の地域生活への移行が進むことで、地域生活に向けた訓練の場、又は生活の場としてこれまで以上にニーズの増加が見込まれることから、サービス提供事業所や須賀川地方地域自立支援協議会と連携しながら、利用定員のさらなる拡大と新たな事業所の参入を促進していきます。

◆ 「計画相談支援等」については、障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がいのある人がサービス利用計画を作成する必要があるため、指定相談支援事業所との連携を密にし、適切な利用計画を提供できるよう相談支援体制の充実に努めます。また、障がい種別に関わらず対応できる幅広い知識と、専門性の高い知識の双方を備えた相談支援専門員の育成のため、県や関係機関等で実施する研修会等への積極的な参加促進を図ります。

（４）発達障がい者等に対する支援の見込量と今後の確保策

①　発達障がい者等に対する支援

発達障がい者及び発達障がい児（以下「発達障がい者等」という。）の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要なことから、支援体制の確保を図ります。

■発達障がい者等に対する支援の見込量

項　目	単　位	実績見込	見　込　量		
		2023（R5）年度	2024（R6）年度	2025（R7）年度	2026（R8）年度
ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	0	1	1	1
ペアレントメンターの人数	人	0	1	1	1
ピアサポート活動への参加人数	人	0	1	1	1

＜発達障がい者等に対する支援の確保策＞

◆ 保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や対応方法を身に付けるペアレントプログラムやペアレントトレーニング等を実践的に学ぶ場を創出し、発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制の確保を図ります。

◆ 発達障がいの人やその家族等の支援として、互いの悩みの共有や情報交換を目的としたピアサポート活動の場を提供します。

（５）地域生活支援事業の見込量と今後の確保策

＜必須事業の種類と第７期見込量＞

①　理解促進研修・啓発事業

障がいのある人の日常生活及び社会生活で生じる社会的障壁を取り除くため、障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発活動を実施し、広く地域住民への働きかけを行います。

■理解促進研修・啓発事業の見込量

項　目	単　位	実績見込	見　込　量		
		2023 (R5)年度	2024 (R6)年度	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度
実施状況	実施の有無	実施	実施	実施	実施

②　自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人や、その家族、地域住民等による地域での自発的な取組への支援を行います。

■自発的活動支援事業の見込量

項　目	単　位	実績見込	見　込　量		
		2023 (R5)年度	2024 (R6)年度	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度
実施状況	実施の有無	実施	実施	実施	実施

③　相談支援事業

障がいのある人や障がいのある児童の保護者、介助者（介護者）等からの相談に応じ、必要な情報の提供等を行うとともに、権利擁護のために必要な援助を行います。

■相談支援事業の見込量

項　目	単　位	実績見込	見　込　量		
		2023 (R5)年度	2024 (R6)年度	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度
障がい者相談支援事業	箇所	4	4	4	4
基幹相談支援センター	設置の有無	設置	設置	設置	設置
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施

④　成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することで障がい福祉サービスがより利用しやすくなると考えられる、知的障がい又は精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を支援し、障がいのある人の権利を守ります。

■成年後見制度利用支援事業の見込量

項　目	単　位	実績見込	見　込　量		
		2023 (R5)年度	2024 (R6)年度	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度
実施状況	実施の有無	実施	実施	実施	実施

⑤　成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保に努めるとともに、市民後見人制度の活用も含めた法人後見の活動を支援し、障がいのある人の権利を守ります。

■成年後見制度法人後見支援事業の見込量

項　目	単　位	実績見込	見　込　量		
		2023 (R5)年度	2024 (R6)年度	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度
実施状況	実施の有無	無	実施	実施	実施

⑥　意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障のある人に、手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行います。

■意思疎通支援事業の見込量

項　目	単　位	実績見込	見　込　量		
		2023 (R5)年度	2024 (R6)年度	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度
手話通訳者･要約筆記者派遣事業(実利用者数)	人／年	1	2	2	2
手話通訳者設置事業(実設置者数)	人／年	95	95	95	95

※手話通訳者設置事業の設置数は県聴覚障害者協会における設置数

⑦　日常生活用具給付等事業

重度障がいのある人であって、かつ当該用具を必要とする人に対し、日常生活用具を給付する事業を行います。

■日常生活用具給付等事業の見込量

項　目	単　位	実績見込	見　込　量		
		2023 (R5)年度	2024 (R6)年度	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度
介護訓練支援用具	件／年	0	2	2	2
自立生活支援用具	件／年	3	2	2	2
在宅療養等支援用具	件／年	3	3	3	3
情報･意思疎通支援用具	件／年	1	3	3	3
排泄管理支援用具	件／年	163	160	160	160
住宅改修費	件／年	0	1	1	1

⑧　手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障のある障がいのある人の自立した日常生活及び社会生活を支援するため、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した人を養成研修します。

■手話奉仕員養成研修事業の見込量

項　目	単　位	実績見込	見　込　量		
		2023 (R5)年度	2024 (R6)年度	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度
実施状況	実施の有無	無	実施	実施	実施

⑨　移動支援事業

視覚障がい、全身性障がい、知的障がい又は精神障がいがあり屋外の移動が困難な人に対して、社会参加を促進するためのガイドヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。

■移動支援事業の見込量

項　目	単　位	実績見込	見　込　量		
		2023 (R5)年度	2024 (R6)年度	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度
利用延時間数	時間／月	180	192	204	216
利用者数	人／月	29	32	34	36

⑩　地域活動支援センター事業

障がいのある人に創作活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

■地域活動支援センター事業の見込量

項　目	単　位	実績見込	見　込　量		
		2023 (R5)年度	2024 (R6)年度	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度
設置数	箇所	1	1	1	1
利用者数	人／月	2	5	5	5

＜必須事業の確保策＞

◆ 地域生活支援事業については、須賀川市、天栄村と３市町村合同で運営している須賀川地方地域自立支援協議会を中心に、事例研究及びサービス提供事業所、関係機関との連携体制づくりを進めながら、サービス利用の入り口となる相談支援体制の充実を図るとともに、本町における相談支援の中核的な役割を担います。

◆ 必須事業として新たに位置づけられた理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、手話奉仕員養成研修事業について、これまでも本町が独自に実施してきた事業を組み合わせ、充実を図るなど、効果的な展開を図ります。

◆ 一定のニーズが見込まれる障がいのある人の外出を支援する移動支援事業の充実を図るため、サービス提供事業所と連携し、ガイドヘルパーの育成を図ります。

◆ 地域活動支援センター事業については、従前事業を実施していた事業所が就労支援事業所へ移行したため、当面の間事業を実施する予定はありません。

＜任意事業の種類と第７期見込量＞

⑪　訪問入浴サービス事業

地域における身体障がいのある人の生活を支援するため、居宅に訪問し、入浴サービスを提供します。

■訪問入浴サービス事業の見込量

項　目	単　位	実績見込	見　込　量		
		2023 (R5)年度	2024 (R6)年度	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度
利用者数	人／年	0	1	1	1

⑫　日中一時支援事業

日中における活動の場の確保と、保護者の就労支援や家族の一時的な休息などを支援します。

■日中一時支援事業の見込量

項　目	単　位	実績見込	見　込　量		
		2023 (R5)年度	2024 (R6)年度	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度
利用延日数	人日／月	50	55	60	65
利用者数	人／月	20	22	24	26

＜任意事業の確保策＞

◆ 現在の利用者の状況を把握し、委託事業者と連携を取りながら適切なサービスの提供を行っていきます。

◆ 介護者の高齢化や保護者の就労等、今後のニーズの高まりを考慮し、利用者数の増加を見込んでいます。事業所と連携を図りサービスの質の向上と提供の確保を行っていきます。

第６章

障がい児福祉計画の施策展開

第６章　障がい児福祉計画の施策展開

障がい児福祉計画は、障がい児の方々を適切に支援するために、障がい児通所支援等の見込量等の数値目標を示す計画です。

障害者総合支援法に基づき、国が示した「基本指針」に則した上で、2024（令和６）～2026（令和８）年度の３年間の障がい児通所支援等の見込量を算出し、その確保に向けた方策を定めます。

１　2026（令和８）年度の成果目標

本町では、国の基本方針及び福島県の策定方針に基づき、本計画の計画期間（2024（令和６）年度～2026（令和８）年度）における成果目標を、次のとおり設定します。

（１）障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針では、児童発達支援センターの設置をはじめとする障がい児の健やかな育成のための支援が示されています。本町では、広域（須賀川地方）において、以下の整備・設置を進めていきます。

■ 国の基本指針

項　目	都道府県	市町村	国の基本指針（目標年度末まで）	
			現行	改正内容
児童発達支援センターの整備	○	○	各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置	
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進	○	○		児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築
難聴児支援の推進	○	○		児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等を活用し、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保
保育所等訪問支援事業所の利用体制の構築	○	○	すべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備	○	○	各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置	
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備	○	○	各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置	

項　目	都道府県	市町村	国の基本指針（目標年度末まで）	
			現行	改正内容
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	○	○	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を各都道府県、各圏域及び各市町村に設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	
障がい児入所施設に入所している児童に対する移行調整に係る協議の場	○	○		2026（令和8)年度末までに移行調整に係る協議の場を設置

■ 障がい児支援の提供体制の整備等の目標値

項　目			目標
児童発達支援センターの整備	【目標値】 2026（令和8）年度末までの整備箇所数		1箇所
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進	【目標値】 2026（令和8）年度末までの状況		取組を推進
難聴児支援の推進	【目標値】 2026（令和8）年度末までの状況		取組を推進
保育所等訪問支援事業所の利用体制の構築	【目標値】 2026（令和8）年度末までの整備箇所数		2箇所
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備	【目標値】 2026（令和8）年度末までの整備箇所数		1箇所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備	【目標値】 2026（令和8）年度末までの整備箇所数		1箇所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	【目標値】 2026（令和8）年度末までの協議の場の数	1箇所
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	【目標値】 2026（令和8）年度末までの配置数	1人
障がい児入所施設に入所している児童に対する移行調整に係る協議の場	【目標値】 2026（令和8）年度末までの状況		取組を推進

２　障がい児通所支援等の見込量と今後の確保策

（１）障がい児通所支援の見込量と今後の確保策

＜サービス種類と第３期見込量＞

①　児童発達支援

未就学の障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

■児童発達支援の見込量

項　目	単　位	実績見込	見　込　量		
		2023 (R5)年度	2024 (R6)年度	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度
利用延日数	人日／月	220	350	370	390
利用者数	人／月	20	25	27	29

②　放課後等デイサービス

就学中の障がいのある児童に、授業終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。

■放課後等デイサービスの見込量

項　目	単　位	実績見込	見　込　量		
		2023 (R5)年度	2024 (R6)年度	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度
利用延日数	人日／月	560	880	890	900
利用者数	人／月	52	55	57	59

③　保育所等訪問支援

保育所等に通う障がいのある児童に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

■保育所等訪問支援の見込量

項　目	単　位	実績見込	見　込　量		
		2023 (R5)年度	2024 (R6)年度	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度
利用延日数	人日／月	0	4	6	8
利用者数	人／月	0	2	3	4

④　医療型児童発達支援

未就学の障がいのある児童（上肢・下肢又は体幹の機能に障がいのある児童）に児童発達支援及び治療を行います。

■医療型児童発達支援の見込量

項　目	単　位	実績見込	見　込　量		
		2023 (R5)年度	2024 (R6)年度	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度
利用延日数	人日／月	0	0	0	0
利用者数	人／月	0	0	0	0

⑤　居宅訪問型児童発達支援

児童発達支援、放課後等デイサービスを利用できない重度の障がいのある児童に対し、在宅での発達支援を行い、通所型の支援につなぐことができるようにします。

■居宅訪問型児童発達支援の見込量

項　目	単　位	実績見込	見　込　量		
		2023 (R5)年度	2024 (R6)年度	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度
利用延日数	人日／月	0	0	0	0
利用者数	人／月	0	0	0	0

＜障がい児通所支援の確保策＞

◆「児童発達支援」については、療育を必要とする児童に対する早期発見・早期支援に向け、本サービスにて療育を希望する人の動向を把握しながら、サービス提供事業所や須賀川地方地域自立支援協議会と連携し、事業所の参入を検討するとともに、サービスの質の確保を図ります。

◆「放課後等デイサービス」については、サービス提供事業所の参入の動きが進むとともに、利用ニーズも高まる中、個々の状況に応じた支援が提供できるよう、計画的で効果的な確保を図ります。

◆「保育所等訪問支援」については、就園先での専門的な支援を望む障がいのある児童のみならず、就園先施設のスタッフへの支援提供につながるよう、本サービスの内容の周知を図ります。

◆「医療型児童発達支援」については、サービスを提供できる事業所が岩瀬管内にはなく、利用実績はない状況です。今後、医療機関等の動向を踏まえつつ、利用希望者の状況を鑑みながら、サービス基盤の必要性についての検討を図ります。

（２）障がい児相談支援の見込量と今後の確保策

＜サービス種類と第３期見込量＞

①　障がい児相談支援

障がいのある児童の自立した生活を支え、児童とその家族が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントを行い、きめ細かく支援するものです。児童福祉法に基づき町より指定を受けた障がい児相談支援事業所が障がい児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングや相談対応等を行います。

■障がい児相談支援の見込量

項　目	単　位	実績見込	見　込　量		
		2023（R5）年度	2024（R6）年度	2025（R7）年度	2026（R8）年度
利用者数	人／月	75	80	85	90

＜障がい児相談支援の確保策＞

◆ 障がい児通所支援を利用するすべての障がいのある児童が障がい児支援利用計画を作成する必要があるため、指定障がい児相談支援事業所との連携を密にし、適切な利用計画を提供できるよう体制の充実に努めます。

（３）その他サービスの見込量と今後の確保策

＜サービス種類と第２期見込量＞

①　障がい児保育

障がいのある児童とない児童との統合保育により、障がい児の心身の発達を促進します。子ども同士の交流により、子どもの健全育成を図るため、保育所、認定こども園などでの保育受け入れを促進し、一人ひとりに応じた保育の充実に努めます。

■障がい児保育の見込量

項　目	単　位	実績見込	見　込　量		
		2023（R5）年度	2024（R6）年度	2025（R7）年度	2026（R8）年度
保育所	人日／月	63	72	84	96
	人／月	3	6	7	8
認定こども園	人日／月	126	168	180	192
	人／月	6	14	15	16

② 障がい児の放課後児童対策

利用の動向をみながら障がい児の特性等に配慮した放課後児童対策を行います。

■放課後児童健全育成事業の見込量

項 目	単 位	実績見込	見 込 量		
		2023 (R5)年度	2024 (R6)年度	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度
利用延日数	人日／月	96	264	267	270
利用者数	人／月	4	16	17	18

＜その他サービスの確保策＞

◆ 今後も保育所、認定こども園などでの保育受け入れを促進し、障がい児保育体制の充実を図ります。

◆ 関係者と十分な協議を行い、適切なサービスの提供を行います。また、事業所の安定した事業継続が図れるよう支援を行っていきます。

第７章

計画の推進・評価体制

第７章　計画の推進・評価体制

１　計画の推進体制

障がいのある人に関する各種施策の展開については、福島県及び近隣自治体との調整を図り、より効果的・効率的にサービスを提供できるよう、関係機関との連携を強化し、基盤の整備・充実を図ります。

また、国・県に対しては、必要な行財政上の措置を要請するとともに、密接な連携を図り、事業を展開します。

２　計画の評価・見直し（ＰＤＣＡサイクル）

本計画の円滑な推進を図るため、「鏡石町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定会議」において計画の進捗状況等の評価及び課題事項の点検等を行います。

また、庁内関係各課と緊密な連携を図り、全庁的に各種施策を展開していくとともに、必要に応じて当事者及び関係者の意見が反映できる機会を設定するなど、障がいのある人に関する施策について、総合的かつ効果的な点検・評価を行うための体制づくりを行います。

本計画については、「ＰＤＣＡサイクルのプロセス」に基づき毎年達成状況に関する評価を行うとともに、計画期間中に障がい福祉施策に係る新たな行政需要が生じた場合、必要に応じて随時計画の見直しを行います。

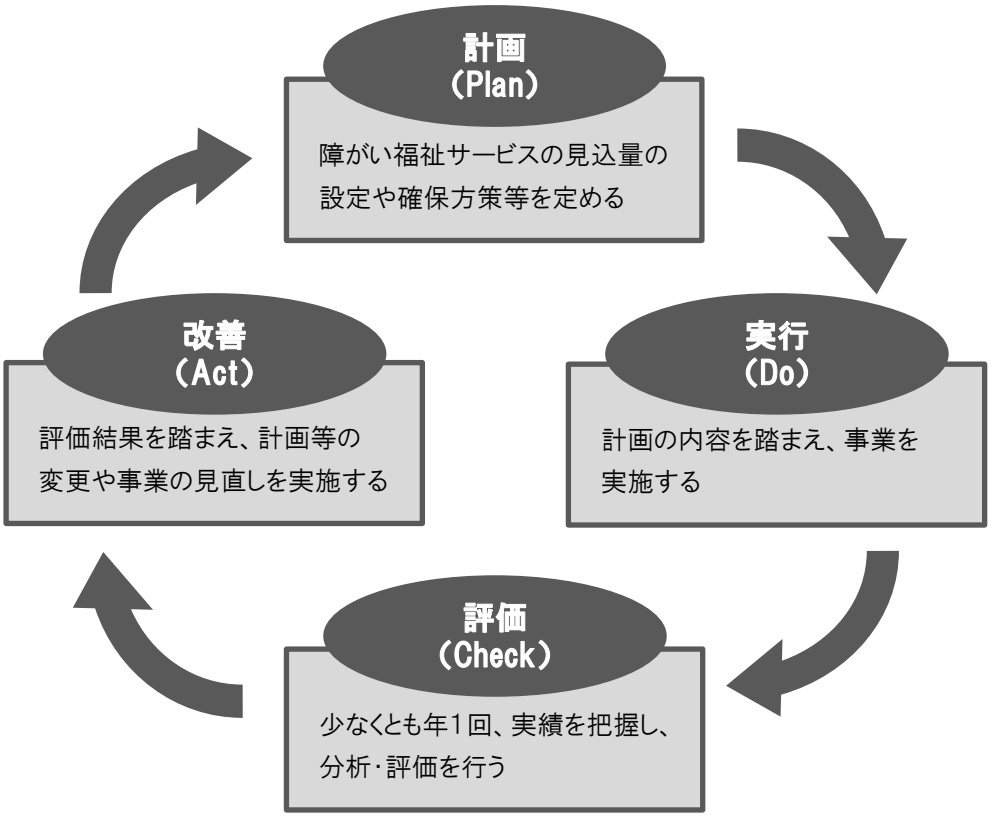

鏡石町障がい者計画
第7期鏡石町障がい福祉計画・第3期鏡石町障がい児福祉計画

発行日　2024（令和６）年３月
発　行　福島県鏡石町
編　集　鏡石町福祉こども課
〒969-0404　福島県岩瀬郡鏡石町東町 286 番地
TEL（0248）62-2210　FAX（0248）62-6019